

定 款

株式会社メディカルホールディングス

定 款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、株式会社メディパルホールディングスと称し、英文ではMEDIPAL HOLDINGS CORPORATIONと表示する。

(所在地)

第2条 当社は、本店を東京都中央区に置く。

(目的)

第3条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 医薬品、再生医療等製品、医薬部外品の販売、製造および輸出入。
- (2) 毒物、劇物、工業用薬品、有機無機化学品、試薬、防疫用薬剤、香料、化粧品、歯磨、石鹼、乳製品、食品、飲料品、酒精含有飲料品、動物用医薬品、農業薬品、肥料、飼料、飼料添加物、食品添加物、日用雑貨品、玩具、文具、アルコール、高圧ガスの販売、製造および輸出入。
- (3) 度量衡計量器、医療機器、動物用医療機器、医療用電子機器、衛生材料、介護用品、福祉用具、健康機械器具、農業用・畜産用機械器具、情報処理機器の販売、製造、修理、賃貸借、リース、それらに関連する古物売買および輸出入ならびにそれらの仲介。
- (4) 医療および介護に関連する設備、装備、備品の販売ならびに斡旋事業。
- (5) 不動産の管理および賃貸ならびに駐車場の経営。
- (6) 飲食店、スポーツ・文化施設および薬局の経営。
- (7) ビル清掃・警備業、総合リース業。
- (8) 損害保険代理店業および自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業ならびに生命保険の募集に関する業務。
- (9) 情報提供・処理サービス業ならびにコンピューターのシステム・エンジニアリングおよび物流システムの機器、ソフトウェアの開発、保守、貸与および販売。
- (10) 倉庫業、貨物自動車運送事業ならびに貨物運送取扱事業。
- (11) イベントの企画・運営業務。
- (12) 運動用具類の輸入および販売。
- (13) 建築材料の販売ならびに建築、内装工事の設計、施工、監理およびそれらの請負。
- (14) 臨床、理化学、衛生試験の受託。
- (15) 労働者派遣事業
- (16) 医療請求事務の代行ならびに関連する教育、研修事業。
- (17) 出版業および印刷業。
- (18) 医療機関内における第1号および第3号の物品の管理ならびに配送およびこれらの受託。

(19) 医療に係る経営コンサルタントならびに医療機関内の物流システム開発、運用に関するコンサルタント。

(20) 前各号に付帯関連する事業。

2. 当社は、前項各号の事業を営む会社およびこれに相当する業務を営む外国会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配、管理することを目的とする。

(機関)

第4条 当社は、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、9億株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式を有する株主の権利)

第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利および本定款に定める権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式および募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第9条 当社の株主は、当社に対して単元未満株式売渡請求をすることができる。

(株式取扱規則)

第10条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、取締役会の定める株式取扱規則による。

(株主名簿管理人)

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。

第3章 株主総会

(基準日)

第12条 当社は、毎年3月31日の株主名簿に記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

(招集の時期)

第13条 当社の定時株主総会は、毎年6月に招集する。

(招集権者)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議に基づいて取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。

(議長)

第15条 株主総会の議長は、取締役社長がこれにあたる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

(電子提供措置等)

第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。ただし、株主または代理人は、代理権を証明する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第19条 当社の取締役は20名以内とする。

(取締役の選任)

第20条 取締役は、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(取締役会)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

2. 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要あるときはこれを短縮することができる。
3. 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の決議に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。
4. 取締役会の運営については、取締役会の定める取締役会規則による。

(役付取締役)

第23条 当社は、取締役会の決議をもって、取締役会長および取締役社長各1名、ならびに取締役副会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を置くことができる。

(代表取締役)

第24条 取締役会は、その決議をもって、役付取締役の中から代表取締役を選定する。

(取締役の報酬等)

第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議をもって定める。

(取締役の責任免除)

第26条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、業務執行取締役等ではない取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令で定める額とする。

(相談役および顧問)

第27条 当社は、取締役会の決議をもって相談役または顧問を置くことができる。

第5章 監査役および監査役会

(監査役の員数)

第28条 当社の監査役は6名以内とする。

(監査役の選任)

第29条 監査役は、株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役および常任監査役)

第31条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

2. 常勤の監査役の中から、常任監査役を定めることができる。

(監査役会)

第32条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要あるときはこれを短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。
3. 監査役会の運営については、監査役会の定める監査役会規則による。

(監査役の報酬等)

第33条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。

(監査役の責任免除)

第34条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令で定める額とする。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任方法)

第35条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(会計監査人の任期)

第36条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 前項の定時株主総会において別段の決議がなされていないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

(会計監査人の責任限定契約)

第37条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令で定める額とする。

第7章 計算

(事業年度)

第38条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第39条 当社の剰余金の処分の額および剰余金の配当その他会社法第459条第1項各号に定める事項の決定は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議による。

2. 前項に定める事項は、法令の定めのある場合を除き、株主総会の決議によっては定めない。

(剰余金配当の基準日)

第40条 当社の期末剰余金配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2. 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。
3. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。

(配当金等の除斥期間)

第41条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社は、その支払の義務を免れる。

附則

1. 変更前定款第17条(参考書類等のインターネット開示)の削除および変更後定款第17条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第17条(参考書類等のインターネット開示)はなお効力を有する。
3. 本附則は、施行日から6ヶ月を経過した日または前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

令和4年6月24日 改正